

議案第 6 4 号

狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

狭山市個人情報保護条例（平成 1 5 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 6 条第 3 号ウ中「第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人」に改める。

第 3 7 条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）第 5 0 条の規定の施行の日から施行する。
- 2 狭山市情報公開条例（平成 1 3 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人」に改める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。